

# 平成 30 年度環境保全型農業直接支払交付金 「国際水準 G A P に関する研修会」開催要領

## 1 目 的

平成 30 年度からの環境保全型農業直接支払交付金では自然環境の保全に資する農業活動の取組だけではなく、「国際水準 G A P」の実施が新たな要件となり、取組に際しては、国際水準 G A P に関する指導・研修を受けることが求められている。

そこで、G A P の意義や必要性、具体的な取組内容等を紹介する「国際水準 G A P に関する研修会」を開催し、本交付金に取り組む生産者等の理解の醸成を図り、もって本県 G A P の推進に資する。

## 2 開催日時及び場所

	日時	会場	所在地
東予	平成 30 年 7 月 25 日 (水) 13 : 30 ~ 15 : 30	東予地方局 西条第二庁舎 4 階 大会議室	西条市丹原町 池田 1611
南予	平成 30 年 7 月 26 日 (木) 13 : 30 ~ 15 : 30	西予市役所教育保健センター 4 階 大ホール	西予市宇和町卯之町 3-434-1
※中予	平成 30 年 7 月 31 日 (火) 13 : 30 ~ 16 : 00	愛媛県農林水産研究所 4 階 大会議室	松山市上難波甲 311

※ 中予会場では本交付金取組者以外も参加する「G A P 初級セミナー」において、本交付金の要件となる「国際水準 G A P に関する研修」に必要な項目を受講していただきます。  
なお、各会場とも駐車スペースに限りがあるため、御出席の際は、公共交通機関を御利用ください。

## 3 内 容 (東予・南予会場のみ、中予会場は別紙 G A P 初級セミナー開催要領参照)

- (1) あいさつ (13 : 30 ~ 13 : 40)
- (2) 研 修 : 「国際水準 G A P について」 (13 : 40 ~ 14 : 40)  
説明者 : 愛媛県農林水産部 農産園芸課
- (3) 情報提供 : 「環境保全型農業直接支払交付金における手続きについて」 (14 : 40 ~ 15 : 00)  
説明者 : 愛媛県農林水産部 農産園芸課
- (4) 質疑応答 (15 : 00 ~ 15 : 30)

## 4 参集範囲

環境保全型農業直接支払交付金取組者又は取組を検討している農業者、市町、県関係機関 等

## 5 報告

出席を希望される場合は、別添「出席予定者名簿」に必要事項を御記入の上、7 月 20 日 (金) までに農産園芸課に提出してください。なお、農業者団体の出席者については、各市町で取りまとめの上、御報告願います。

## 6 その他

- ・環境保全型農業直接支払交付金の要件を満たすためには、各会場のいずれかの研修に参加する必要があります。やむを得ず参加できない場合は、農林水産省のオンライン研修 (<http://gap.maff.go.jp/>) を受講して下さい。
- ・受講証明は当日の配布資料 (次第) とします。